

第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和2年4月10日 19:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

1 開会（くらし安全防災局長）

2 本部長あいさつ

3 議題

(1) 緊急事態措置に係る県実施方針の改定について

(2) 休業協力要請とその対応について

4 その他



特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（案）

令和2年4月7日制定

令和2年4月10日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月6日まで

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛（令和2年4月7日～5月6日）

法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

法第24条第9項に基づき、これまでの学校に加え、別紙の施設管理者若しくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、もしくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

なお、法第45条第2項、3項及び4項に基づく要請、指示及び公表については、上記の要請の効果を見極めたうえで行うものとする。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送

必要に応じ、法第54条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

(5) 物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第55条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係法令に基づく措置を行う。

(7) その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNSなどあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを設置する。

(3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

(4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(5) 県の実施体制

- 8月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。
緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第11条に該当するもの)

(別紙)

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等		<p>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等</p>
大学、学習塾等		<p>大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。)</p>
運動、遊技施設	<p>施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)</p>	<p>体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等</p>
劇場等		<p>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p>
集会・展示施設		<p>集会場、公会堂、展示場</p>
商業施設		<p>博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。</p> <p>生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。</p>

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内 訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校(大学等を除く。)
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

社会生活を維持する上で必要な施設

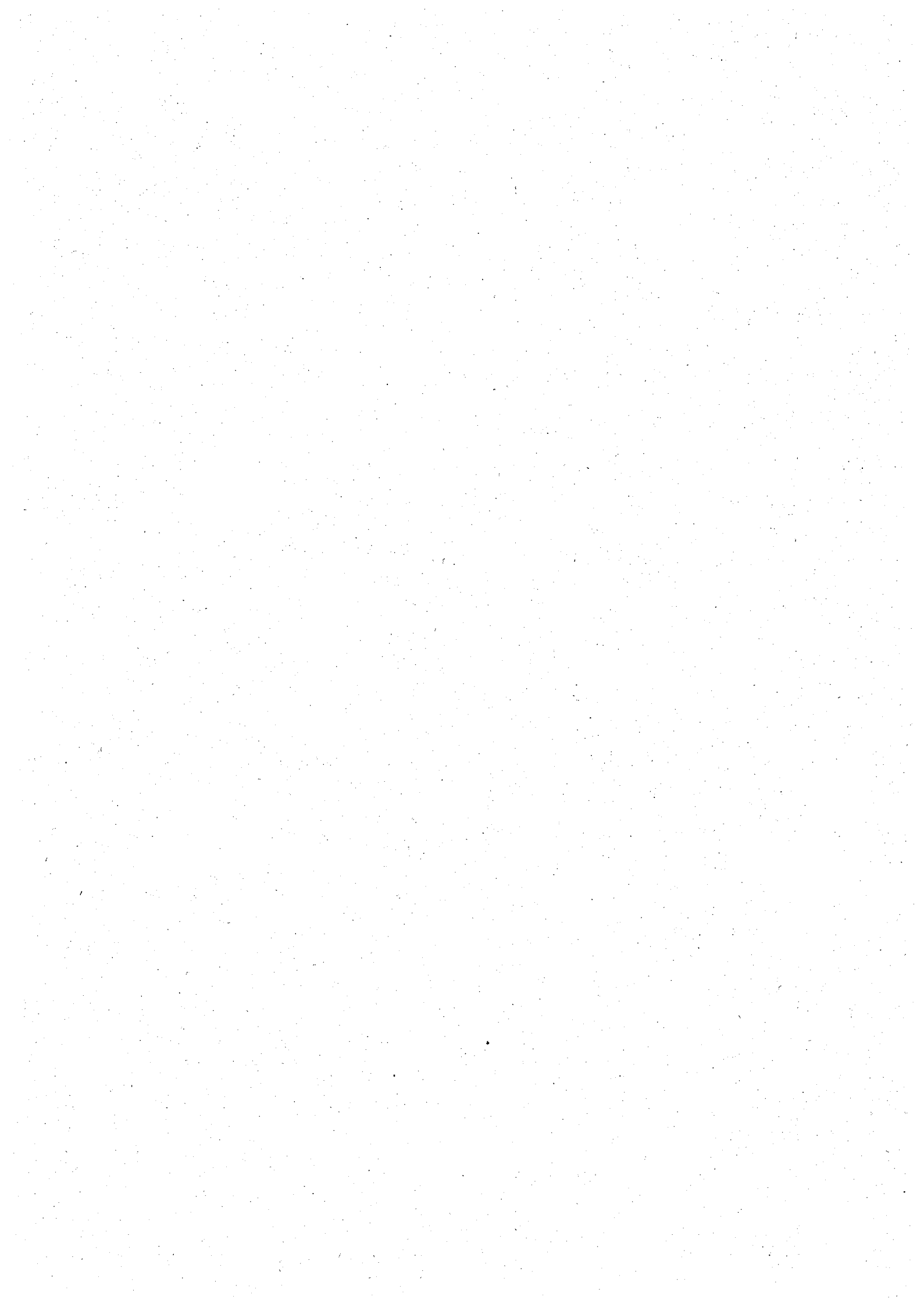
施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機 物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理容室、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針(令和2年4月7日改正)を踏まえた整理

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	従業員への検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密室) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触 感染の防止	従業員へのマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限



(案)

令和2年4月 日

(所管団体の長) 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請について(依頼)

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されました。

これを受けて、別添2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針の「3(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請」に基づき、対象施設の管理者等に対して、協力を要請しますので、貴団体の構成員の皆様にお知らせくださるようお願いいたします。

別添

1. 知事メッセージ
2. 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

問い合わせ先
〇〇局〇〇課
〇〇
電話



総行政第55号
令和2年4月9日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

総務大臣
(公印省略)

生活支援臨時給付金(仮称)事業の実施について

一昨日、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金(仮称)が実施されることになり、総務省に生活支援臨時給付金実施本部を設置いたしました。

この事業の概要は下記のとおりであり、市区町村の実施する給付事業を対象とし、国が補助金(補助率10/10)を交付するという方式としていただいておりますので、地方公共団体の御協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在検討中ですが、地方公共団体の御意見をお聞きしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めますので、生活に困難をきたしている世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう、是非とも本事業の実現に御協力いただくことをお願いいたします。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 施策の目的

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時の支援を行う

2 事業の実施主体と経費の負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費(給付事業費及び事務費)について、国が補助(10/10)

3 給付対象

世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、

- ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直す

と住民税非課税水準（※）となる低所得世帯

- ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）の2倍以下となる世帯等を対象とする

※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。

・扶養親族等なし（単身世帯）	10万円
・扶養親族等1人	15万円
・扶養親族等2人	20万円
・扶養親族等3人	25万円

（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。

（注2）扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

4 給付額

1世帯あたり30万円

5 感染症の拡大を防ぐ観点からの給付金の申請と給付の方法

- ・収入状況を証する書類等を付して市区町村に申請
（申請者や市区町村の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続きを検討することとしている。また、申請方法は、申請書類の郵送を基本としつつ、オンライン申請を検討する。やむを得ず窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図る）
- ・給付金は原則として本人名義の銀行口座への振り込み

6 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする）

7 その他

国の令和2年度補正予算（第1号）案が成立し、これを受けた各市区町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるよう御準備いただくことをお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

なお、今回の特例貸付は、休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります。

休業された方向け（緊急小口資金）

- 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯
- 貸付上限額：10万円以内
ただし、以下の場合には20万円以内の貸付が可能
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上のとき
 - (4) 世帯員に下記の①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ① 子の世話を新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
 - (5) 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
- 利子：無利子
- 据置期間：貸付の日から1年以内
- 返済期限：据置期間経過後2年以内（相談時に決定します）

失業された方等向け（総合支援資金〈生活支援費〉）

- 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額：(単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内 ともに貸付期間は原則3月以内
- 利子：無利子
- 据置期間：貸付の日から1年以内
- 返済期限：据置期間経過後10年以内（相談時に決定します）
- 要件：原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けること

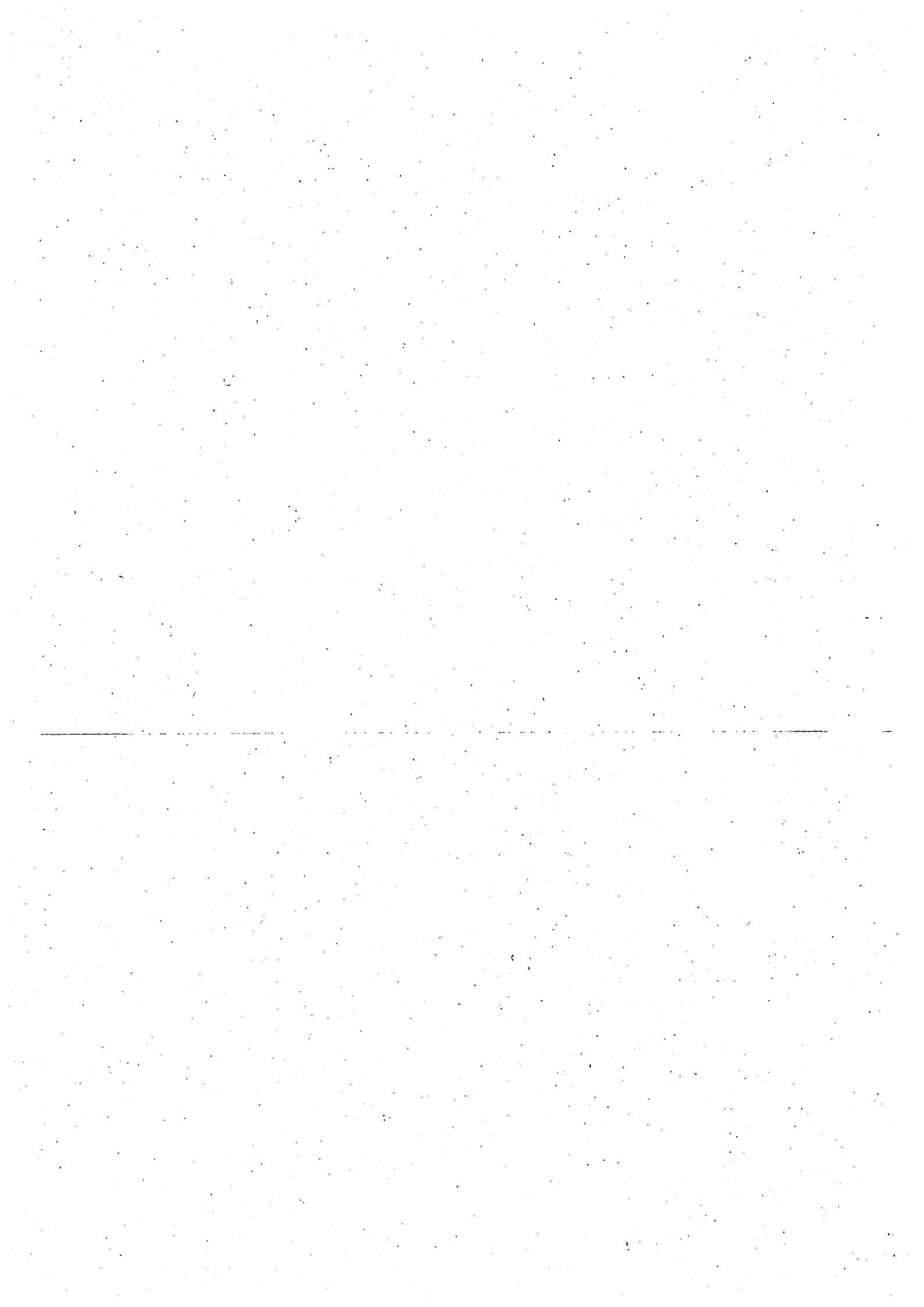
借入申請に必要なもの

(※ これらが手元がない場合は窓口でご相談ください)

借入申込みにあたっては、申請される方とその世帯員について現在の状態が確認できる書類が必要です

- 身分を証明できる書類（運転免許証や健康保険証など）
- 本人の印鑑（登録済み印鑑）
- 住民票謄本（世帯全員記載のもの）
- 貸付金の振込先口座として指定する口座（本人口座）が確認できる通帳やキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少の状況が明らかにわかるもの（減収する前後の給与明細、給与振り込み口座の通帳履歴、離職票、勤務シフト表、勤務シフトを記録したスケジュール表等で、休業により収入が減少した（または減少する予定）であることを確認できるもの）
- その他に、確認のための必要な書類

※ 窓口でコピーをさせていただきます。



知事メッセージ

4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言以来、県民の皆さんには、外出の自粛にご協力をいただき、心から感謝します。

感染拡大の防止に向けては、全ての県民・事業者の皆さんと連携し、今まさに、緊急事態にあるという強い危機意識を持って、取り組む必要があります。

人と人の接触機会を8割低減するには、県民の皆さんの外出の抑制に加え、外出を誘引する機会を減らすことも重要です。

そこで、明日11日から、多くの県民の皆さんが利用する施設の使用や、複数の方が参加するイベントの開催の停止などを、本日改めて、要請することとしました。

具体的には、キャバレー、ナイトクラブなどの「遊興施設」、「大学、学習塾等」、水泳場、ボーリング場などの「運動、遊技施設」、劇場や映画館、などの施設については、基本的に休止をお願いします。

また、その他の規模の小さな施設についても、施設使用の停止の趣旨をご理解いただき、適切に対応いただくよう協力をお願いします。

この他、屋内外を問わず、複数の方が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベントの開催についても自粛をお願いします。

食事を提供する施設については、朝5時から夜8時までの間の営業とし、お酒の提供は夜7時までとしてください。

また、生活必需品や食料品を扱う施設については、感染防止を徹底したうえで、営業を継続してもらいますので、必要以上の買いだめを控えるなど、冷静な行動をお願いします。

停止や利用の制限をお願いする具体的な施設は別紙のとおりです。

県は、こうした協力のお願いにより影響を受ける県民や事業者の皆さんの相談や支援に全力で取り組みます。

今が、感染拡大の防止の正念場です。県民や事業者の皆さまとともに、力を結集し、県民総ぐるみで、この難局を乗り切っていきましょう。

令和2年4月10日
黒岩 祐治

